



山陽小野田市 地域コミュニティ スペース促進 事業補助金



空き家を活用し、地域コミュニティの維持・再生を促進する施設に改修する場合の費用を補助します。

補助金
上限額

100万円

※補助対象工事に要する費用の3分の2

補助
対象
工事

- ・屋根又は外壁等の外装の改修工事
- ・内壁、床又は天井等の内装の改修工事
- ・台所、浴室、洗面所又は便所等の給排水の改修工事
- ・電気、ガス、空調又は通信等の設備の改修工事 等

補助
対象者

- ・空き家の所有者
- ・空き家の賃借人
- ・所有者等の同意を得て改修を行う者

空き家を地域の活性化の用に供する施設へ改修する費用が対象です。

○対象となる施設

- ・地域コミュニティの活動拠点施設
- ・交流施設
- ・体験学習施設
- ・創作活動施設
- ・文化施設 等

例えば・・・
自治会館



子ども食堂



アトリエ



福祉施設



補助対象の要件 ※事前に相談ください。

- ・地域コミュニティの維持・再生の用に10年以上使用すること。
- ・営利活動、政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする事業は対象外
- ・改修後、10年間活動状況を市に報告する必要があります。

お問い合わせ

山陽小野田市市民部生活安全課空き家対策室



TEL : 0836-82-1133 FAX : 0836-83-2604
E-mail : seikatsu@city.sanyo-onoda.lg.jp

申請の流れ

申請者

補助金交付申請書の作成

- (1) 位置図
- (2) 補助対象工事に要する費用の見積書
- (3) 現況写真
- (4) 登記事項証明書
- (5) 事業計画書（様式第2号）
- (6) 建築業者の建設業許可通知の写し等
- (7) 耐震診断報告書等
※耐震改修工事を行わない場合
- (8) 戸籍謄本等
※相続人が申請する場合
- (9) 法人・団体概要書
- (10) 所有者等全員からの同意書
※申請者が所有者等でない場合
- (11) 他の所有者等全員からの同意書
※他の所有者等がいる場合
- (12) 土地所有者等全員からの同意書
※土地所有者が申請者でない場合
- (13) 賃貸借契約書又は売買契約書の写し
※賃貸又は購入した場合
- (14) その他市長が必要と認める書類等

事業の実施

完績報告書の作成

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事完了写真
- (3) 工事代金領収書又は請求書の写し
- (4) 補助対象空き家の利活用の開始を証明する書類
- (5) 建築士が作成した耐震診断報告書等
※耐震改修工事を行った場合
- (6) 賃貸借契約書又は売買契約書の写し
※補助対象空き家を賃貸又は購入した場合
- (7) その他市長が必要と認める書類等

補助金交付請求書

事業開始から10年間活動状況を市へ報告

山陽小野田市

申請書の受付

事業内容の審査

可

否

交付決定

実績報告書等の受付・確認

書類提出

交付決定の通知

書類提出

完了検査

確定の通知

請求書の提出

補助金の支払

補助金の確定

補助金の交付